

調理師の皆様へ

調理業務に従事している調理師の方は、調理師業務従事者届出を提出してください。

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所、その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務付けられています。

◇ 届出の必要な調理師

次のところで調理の業務に従事している調理師（調理師免許証を有する者）

- 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

◇ 届出期間

令和7年1月15日（水）まで

（窓口へ直接持参する場合は、土曜、日曜日及び祝日を除く。）

◇ 届出方法

①インターネットから

下記ホームページへアクセス、必要事項を入力し、届出を行ってください。

【ゆびナビぷらす（行政手続オンライン申請サービス）アドレス】

<https://Fukushima.ubinavi-plus.com/yb/page/ybSurvey.php?hidReportList=RPT0000133>

QRコードからもアクセスできます →



②保健福祉事務所（保健所）に提出

「調理師業務従事者届出書」を記入し、働いている事業所を所管する保健福祉事務所（保健所）に提出してください。（郵送及びFAXによる提出も可能）

◇ 留意事項

- ・令和6年12月31日現在の状況について届出をしてください。
- ・届出の調理師名簿に関する項目は、調理師免許証等で確認のうえ記載願います。

◇ その他

詳しくは、最寄りの保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所にお問い合わせください。